

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年10月15日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
六つ川台小学校 受水槽関係物品交換他修繕
- 2 履行場所
六つ川台小学校(横浜市南区六ツ川3-65-9)
- 3 契約日
令和7年9月10日
- 4 履行日又は履行期間
令和7年9月11日
- 5 契約金額
255,200円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市西区久保町4-12
三ツ矢設備工業 株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
六つ川台小学校の受水槽の水を適量で止める装置が異常をきたし、給水バルブを開いていると、水が止まらなくなっていることが判明した。学校運営に支障があることから早急に修繕を行い復旧するため緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
迅速な対応が可能な業者を選定した。
- 9 所管
教育委員会事務局教育施設課